

平成22年度第9回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月11日（木）18時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は主要事項のうち「法人課税等」、「個人所得課税」のうち金融所得課税、「資産課税」について審議を行います。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず「法人課税等」ですが、本日は11月4日の会合でお示した課税ベース拡大等による財源措置の例について、あらかじめお話があるとお伺いしている各府省の委員から順番に御意見をちょうだいしたいと考えております。大変申し訳ないのですが、時間に限りがございますので、一人3分程度で簡潔に御説明いただければと思います。

金融庁から御意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東内閣府副大臣

金融庁です。それでは、3分以内で頑張りしたいと思います。まず、そもそも論ですけども、今回の法人税率の引下げは一体何のために行おうとしているのか。代替財源探しが本末転倒の結果に陥っていないか、根本に立ち返った議論をすべきではないのか。先日の税調で法人税率の引下げの財源措置の例として提示された項目は、ナフサ免税と固定資産税の見直しを除いて、いずれも基本的には法人課税の見直しです。

間接税なども含めた抜本的な見直しを行うならともかく、仮に法人課税の中だけで税制中立、増減収ゼロを仕組むのであれば、それは単に結果的に減税になる企業、産業、勝ち組と言ってもいいのかわかりませんが、それと結果的に増税により企業、産業に負け組を生じさせるだけになるのではないのか。仮に勝ち組と負け組をつくったとしても、それが日本経済の活性化につながるのであれば一定の意味はあると考えられますが、果たしてそうなのか。

先日提示された具体的な項目を見ますと、例えば準備金や研究開発税制などの租税特別措置の見直しが掲げられておりますが、これらはいずれも大規模災害など一定の事象に対する備えや研究開発の促進といった、特別な政策目的のために設けられているものだと思います。これらの政策目的が時代や環境の変化などにより、意味を持たなくなっているというならともかく、法人税率の引下げ財源を捻出するためにこれらの税制を縮減するのであれば、結局のところ特定の政策目的のために選択と集中をさせていた財源を、単に広く薄くばらまくことにほかならないのではないのか。

また、欠損金の繰越控除の制限や受取配当の益金不算入制度の見直しなども掲げられておりますが、これらは損失と利益の年度間調整や法人税の二重課税の調整など、いずれも正当な理由に基づき設けられている制度です。これら正当な理由に基づく制度を法人税率の引下

げ財源の捻出のために制限したり、縮小したりすることが本当に適切なかどうか。欠損金を抱える企業が不利になったり、企業の資金調達にゆがみをもたらしたり、株式の売り圧力を強める結果を招くだけではないのか。そのようなことがどうして日本企業を競争力の強化につながるのか、原点に立ち戻って考えるべきではないのかと思います。

なお、金融庁の所轄で言えば、先日提示された具体的項目の中では特に異常危険準備金、貸倒引当金、欠損金繰越控除、受取配当の益金不算入制度が金融機関の財務に非常に大きな影響を与えます。また、リーマン・ショックを受けて国際的に金融機関の自己資本比率を高めることが求められる中、金融機関の財務に直結するような法人税制の見直しは、結果として円滑な金融の妨げとなって、ひいては実体経済そのものに悪影響を及ぼすことを強く懸念します。

いずれにいたしましても最初に申し上げたとおり、今回の法人税率の引下げは一体何のために行おうとしているのか。代替財源探しが本末転倒の結果に陥っていないのか、デフレからの脱却を最重要課題に掲げている菅内閣の政策と整合的なのか、責任がある立場から今一度根本に立ち返った議論をすべきではないか。

更に、最後に次のことを申し上げておきたいと思います。平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された財政運営戦略において言及されている財源確保ルール、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則というのは、法人税率引下げの減収分をその他の法人税率の引上げによる増収分でまかなおうという意味ではないと私は解釈しています。安定的な財源を新たに確保する努力をすべきなのではないか。例えば 1 つの案としてテレビ局に対して電波料を上げたり、あるいは電波の有効利用の観点から免許を与えるに当たって、一般入札等を考えるときに来ているのではないのか。

御案内のとおり諸外国と比べたときに電波料は極めて低いです。そのためには基本的には免許を与えるに当たってオークションというものがあります。例えば別の例で言うならば、年平均大体 4,600 億円ぐらいをオークションで一般入札で電波料という国の財産ですから、そういうものを新たな安定的な財源を確保するというを是非考えていただきたい。そのことを申し上げさせていただきます、ちょうど 2 分 58 秒であります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。次に総務省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○内山総務大臣政務官

総務省から 2 点申し上げたいと思います。

まず特別償却、割増償却及び特定の事業用資産の買換え特例について、総務省では過疎地域における工業用機械等の特別償却、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例がございます。本年 3 月末に期限切れを迎えていた過疎法については、全会一致の議員立法により支援措置を拡充した上で、6 年間延長されたところでございます。今後とも過疎地域の自立促進に向け、一層積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

こうした中、過疎地域における税制特例措置は引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るものであるとともに、企業立地に不利な条件を抱える過疎市町村にとって、企業誘致に当たって提示できる数少ない有効的なインセンティブとなっております。なお、衆参両院における改正法決議を受け、政府は3年後を目途に抜本的な措置を講ずることとされていることにかんがみ、それまでの間という趣旨からも2年間の延長を要望しているところでございます。

次に準備金については郵政事業に関連して、現行制度において社会・地域貢献準備金がございます。当該準備金は社会政策上、低廉な政策料金を適用している第三種・第四種郵便（社会貢献事業）、過疎地域における金融サービス（地域貢献事業）がサービスの提供主体の会社の経営状況にかかわらず、安定的に提供できるよう利益等の一定額を積み立てているものであり、日本郵政株式会社法第13条において積立を義務づけられているものでございます。準備金設立の目的の重要性からも廃止・縮減はできないものでございます。

以上により、これらの措置については今後も引き続き継続をお願い申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に文部科学省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○笹木文部科学副大臣

1つは2週間ぐらい前でしたか、先々週でしたか、そのときにも少し議論になりましたが、法人税引下げについてはいろんなことが今後議論を更にされるんだと思うんですけども、しかし、その見返りに研究開発税制を廃止とか縮減する。これはどう考えても納得がいきません。実はここに来る前にたまたまノーベル賞受賞者である野依先生とお話をしていたわけですが、これからイノベーションをどう起こすか、そして民間産業界からこの研究開発資金をどうやって更に調達するか、新成長戦略でしっかり言っているわけです。官民合わせるとGDP 4%以上の研究開発投資を目指す。こういう内閣の一番コアの戦略の中でうたっていることを実現するためにも、是非むしろ拡充が必要だと思っています。大学だけではなくて出口である民間企業の研究開発をしっかり充実させて、拡充させていくことが必要で、そのためにもこの研究開発税制の拡充が必要だと思っています。

透明化法も近いうちに実現してくるわけですから、単に企業が内部留保をそのまま抱えているだけではなくて、幾ら出したかもわかってくるわけですから、これは非常に必要なことだと思っています。

もう一点、「新しい公共」も政権の肝だと思っておりますが、「新しい公共」のために寄附税制を何とか拡充していくという方向がむしろ我々の約束なはずなので、一般寄附金の損金算入制度の廃止縮減はそうした流れとは逆行するものだと思っています。企業が一般法人等に寄附した場合に法人税を課税するとなると逆行となるので、是非財源措置として一般寄附金を考えるのは、考えるべきではないと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に厚生労働省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小宮山厚生労働副大臣

先週も申しあげましたので簡潔に申し上げたいと思いますが、研究開発税制につきましては先週発言しましたとおり、欧米の製薬企業は日本の製薬企業に比べて法人実効税率が低い  
ため、日本の製薬企業が欧米の製薬企業と競争していくためには、この研究開発税制の維持  
が不可欠だと考えております。研究開発税制全体を見直すということは必要だと思いますが、  
新成長戦略の柱でもありますライフイノベーションの分野は、重点化の対象としていただき  
たいと考えます。

もう一点、特別償却、割増償却も見直しは必要だと考えますが、一律に全廃というのでは  
なくて、有効性や政策意義などの観点から厚生労働省といたしましては質の高い医療を提供  
できる医療機器の導入促進、2つ目は今、療養病床から介護施設への転換を図っております  
ので、その円滑な転換。もう一つ、障害者の雇用促進は雇用促進税制等PTからも提言を申  
し上げたいと思いますが、こうした本当に必要な措置については取捨選択をして維持するこ  
とをお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に農林水産省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしく  
お願いします。

○篠原農林水産副大臣

我が方は1点でございます。法人税率引下げの財源確保のために農林水産分野の租税特別  
措置、特別償却、準備金制度などいろいろありますけれども、それを見直すというのはいか  
がなものかということでございます。

法人税率引下げの目的というのは海外に企業が行ってしまうのを防止すること。外資が日  
本に立地促進をするのを目的としているわけですけれども、受益者は大企業中心です。それ  
に対して農業というのは個人事業者が主体でして、国内生産を中心にしておりまして、全然  
それとは無関係なので、そういったものに求めるのは不相当だということで、特に我々が言  
っています農業者個別所得保償制度の本格実施に当たって、これを租税特別措置法の見返り  
にそのところの廃止となったらたまらないということで、租税特別措置の見直しについて  
は平成22年度の税制改正大綱の基本方針に基づいて行われるべきであって、こういったもの  
と財源の確保のために一律の見直しというのはよくないのではないかとございま  
す。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、次に経済産業省から御意見をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○池田経済産業副大臣

今まで発言をお聞きしておりまして、東副大臣始め笹木副大臣等々極めて基本的、論理的、現実的な見解をお述べになったと私は思います。研究開発についても厚生労働副大臣の小宮山さんからもお話がありました。

私はこの場で前にも申し上げておりますが、企業活動を活性化し成長につなげるという法人実効税率引下げの目的に照らせば、法人税の世界の中だけで、しかも単年度ベースでペイ・アズ・ユー・ゴー原則を守るというのは、目的にそぐわないということを申し上げておきたいと思います。

それを前提とした上で、政府税調の租特等P Tの財源案についての考え方から申し上げますが、8日の租特等P Tにおいても田嶋政務官からこれについて説明をいたしましたけれども、まずこれは言うまでもないことなのですが、これを俎上に載せることはどうかと思うくらいの問題でありますけれども、ナフサに課税することは到底受け入れることができないと思います。ナフサは原料でありまして本来は非課税であるべきだと思います。副生ガスを含めて諸外国で課税をしている国は1つありません。仮に日本だけが課税となれば、日本の化学産業は国際競争力を失い、事業継続が困難となり、見込んだ税収も失われます。雇用や地域経済への影響も大きいということでございます。

次に今も出ておりましたけれども、法人税関連の租税特別措置については既に事業革新設備等の特別償却の大幅縮減など、800億円を超える見直しをしております。更に今、出されている提案についても原子力関係の準備金など、政策的に不可欠な制度もございます。各租特の政策目的をよく精査した上で、産業界と関係者の意見も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

法人税法本則については国際的な競争条件の調和等法人税全体の在り方を検討し、産業界等の意見も踏まえ、今後検討していきたいと思っております。

結論として述べれば減価償却制度の見直し、欠損金の繰越制度の制限につきましては、何らかの検討は必要と考えております。

経済産業省としての財源についての考え方については10月28日に説明いたしましたが、配付資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。改めて申し上げますが、国内投資の拡大、企業の海外流出防止の効果として、国税税収全体で3年後で1兆円以上の増収効果を見込んでおります。法人税率引下げは国内投資、経済成長につながるものです。企業は我が国の雇用の受け皿でありまして、投資が増加し雇用が増えれば、その果実は国民全体に行き渡ります。

政府税調では所得再分配機能の強化等の観点から給与所得控除など、所得税の幅広い見直しが議論されております。雇用の安定に寄与する税制改正を実現するために、所得税の見直しと併せて経済活性化のため法人実効税率の引下げを政策的に位置づけ、今回の税制改革の柱として取り組むべきではないかと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に国土交通省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○池口国土交通副大臣

国土交通省としては4点、意見を言わせてもらいます。

第一に、国土交通省関係の特別償却制度というのは、離島や半島などの条件不利地域の地域振興なり、質の高い都市開発や建築物への誘導、環境性能の高い船舶等の導入促進など、それぞれの政策目的達成のために実施しているものであり、いずれも存続する必要があると考えております。なお、低金利により課税繰延べの効果が低下しているということですが、国土交通省の関連業界では数百億円単位の建物や機材などを扱っており、事業の初期段階にキャッシュフローを確保するという点では、現状においても大きな効果を発揮している制度でございます。

第二に、国土交通省関係の準備金制度については、法律で積立てを義務づけられた新幹線鉄道の大規模改修のための準備金など、将来における多額の支出等に備えるため、それぞれの政策目的達成のために実施しているものであり、存続する必要があると考えております。

第三に、長期所有不動産の買換え特例を廃止しますと土地取引にマイナスの影響を与え、海外への工場等の移転なども懸念されます。土地の取引活性化や有効利用の促進を図り、我が国の経済成長を支えるため、本特例の継続が必要であります。

最後に、鉄道の固定資産税の特例措置は、鉄道事業の特性を踏まえて設けられているものであり、存続する必要があると考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。次に環境省から御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○近藤環境副大臣

環境省でございます。法人税率引下げの財源措置の例の1つとして特別償却の廃止縮減が掲げられていますが、この中には公害防止用設備の特別償却措置も含まれているわけです。本件については公害防止対策において特に重要かつ深刻な問題として残されている、毒性が強いPCB汚染物及び石綿含有廃棄物の無害化処置を促進するために不可欠な制度でございます。これは既に2日の税制調査会でも御説明をさせていただいておりますけれども、財源措置として種々の特例の廃止縮減を検討する場合には、個々の政策の必要性について十分に議論していただきたいということでございます。

環境省といたしましては、環境対策に関わる税ということで御提案をさせていただいておりますけれども、その中でもナフサの課税については軽減措置をそのまま継続していくことで考えさせていただいておりますので、御留意をお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。これまでの各府省からの御意見について、御質問、御意見等があれば、どなたからでもお受けをいたしますので、どうぞ、挙手をお願いします。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

いろいろとそれぞれの産業を抱えておられるところと、租特に対する、ある意味では、それが産業政策上、非常に効果があるという御主張については理解できないわけではないんですが、やはり5%で法人税の税収減というのは、1兆円以上にわたる大変な巨額な金額で、これは我々のマニフェストの中でも、実は租特の廃止だけで1兆円近い金額をひねり出そうというふうに、たしか書いてあったと思います。

それに新たにまた法人税率の引下げというものが加わっているわけで、それはほとんど租特を全廃していかなければいけないくらいの、課題ではないかと思っていまして、やはり我々民主党時代からずっと議論してきた者にとってみると、租税特別措置というのは、もともと公平性という原則からすれば、当然これは無理をしている租税です。その公平性を犠牲にしても、やはりこれを置かなければいけないという積極性というものを、やはり考えなければいけないということを合わせて考えていく必要があるのではないかと思っていまして、それぞれ御指摘があった点について、私は一つひとつは申し上げませんが、私はやはりそういう観点で、いわゆる政府税調というのは、しっかり持たなければいけないのではないか。

昨年、藤井財務大臣の時代に、政府税調に参加するものは査定官でなければいけないんだと、こういう御指摘もあったように、その観点から是非考えていただきたいと思います。

それで、やはり経済産業省のこういう資料をよく目にするんですが、この十数年間ずっと、例えばいろんな減税政策をやったらこれだけ出てきますということが、私は寡聞にして、余りそれがそのとおりいったという事例というのは知らないんでありまして、例えばベンチャー税制をやるといって、ではベンチャーがどんどん増えていったのか、開業率と廃業率を見て、開業率がどんどん減っているから、こういうふうに税制改正をやらなければいけない。それが本当に効果があったかどうかということを、過去のものを見ても、私は余り、経済産業省のこの資料というのは説得力がなかったんじゃないかと思えます。本当にこういうふうに経済は改革されるんだろうかと。

そういう意味で、税制に与えられた役割というのは、私はこういう効果試算というのは、1つのモデルとして出されるのは、勿論、我々も参考資料になるんですけども、やはり過去の実績からすると、到底この出されたものについて、そうですかというふうにはなかなか言い切れないんじゃないかと思っていまして、この辺り、池田副大臣も過去長い財政金融委員会なんかにおられて、絶えずこういう税制の議論をしてきたと思うので、その辺り、どんなふうに思っているのか、お聞きしたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

随分私も議論してまいりましたが、確かに、今、峰崎さんが言うように、私も国会に取り上げて、エンジェル税制などは、目的と違ってなかなか応募するところも少ないし、まず、そういう個別の問題よりも、今度は、まさにマクロの税制ですから、そこでマクロモデルを回して計算したり、アンケートを取ってやったり、完璧には見通せないものの、政策目的が一番大事ですから。税制の世界において、特に近年というか、今年からペイ・アズ・ユー・ゴーということで、財政から見れば、確かにそうではありますが、ここはやはり生きた実体経済を相手にしているわけですから。不確実性も多少あるかもしれませんが、やはり当然予測というのは、経済政策には必要でありますし、それを絶えずローリングで見直していくという基本的な点では、私はそういうことをこれまでも言ってきましたし、これからも全く変えるつもりはございません。ただ、余りにも財源論に傾斜というよりも、財源論とイコールになっているような議論が大変見受けられますので、私はかなり頻繁に同じことを言っているわけですが、ここはやはり政策の実効性を大事にしながら、法人税の引下げをやっていかなければならないと思います。APECの会議でもいろいろ成長戦略等が出ましたが、今、とりわけ世界はリーマン・ショック等があって大変で、日本の場合は、リーマン・ショックよりも、長期的にデフレなんです。それで、税をいじっても、なかなかそういう面でうまく税の効果が出ないという一面もあると、私は思います。経済が非常に普通に動いているときは政策効果が出ていると思いますが、今回は、デフレから脱却するためにも、やはり大玉として法人税の引下げを断行する必要があります。しかも、それは単年度で、ほかの片方を減らして、片方を増やすとか、そういう発想ではなくて、ダイナミズムを取り戻すために、デフレから脱却するために、是非これを実行していかなければならないと考えております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

今の点についてですが、1点、先ほどの議論も、いわゆる法人税の減少分をどうやって取り戻すかということについて議論が集中しているとおっしゃいましたね。しかし、過去の、いわゆる法人税にせよ、所得税とか、そういう税率を下げるというときは、必ず課税ベースを広げているんです。それが税制改正の一般論なんです。ですから、法人税の減収のために、何か予算を捻出しようとしていると思われるかもしれませんが、それは税制改正の一般論としては当たり前の話で、私もデフレについての対応が、マインドの問題も含めて重要だということは、重々わかっているんですが、そういう意味では、これだけの法人税の税収、これはマクロで全員に該当することですから、それはやはりそういう課税ベースを広げながら税率を下げていくと、このいわゆる一般論の在り方は、これはやはり原則として、是非、みんな



なの共通の認識になってもらいたいと、私はそう思うんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池田経済産業副大臣

そこは違うんです。毎回課税ベースの拡大をして税率を下げてきたというのは、過去にそうではないときもありましたから、そこは事実関係として違うということで、やはりここは前向きにEUの例などもお示ししましたけれども、今回は、とにかく政策をやるわけですから、政策の効果も織り込んでそういう点を考えていけば、ペイ・アズ・ユー・ゴーではなくて、むしろそれを上回る税収が将来あり得るということも、可能性としてはあるわけですから、もう少し広い視野でダイナミックに考えていただければありがたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

お考えはよくわかります。ちょっと私から言わせていただくと、税の基本論として、やはり税をおまけするという点については、一定の節度やあるいは規律がなければいけないという点で、これは、租特を全部否定するものではありませんが、今までの考え方、税調のこれまでの大綱にしても、あるいはマニフェストにしても、課税ベースを拡大する中で税率を引き下げていきたいと思いますという話。すなわち、課税ベースの拡大で得た財源をもって税率を下げていきたいと思いますという話があったんだろうと思います。それは税の理想論からも1つは出てきているということで、財源論だけではないということが1つ。

もう一つは、財源論も大事ですよと、それは今の日本の置かれた状況もそうですし、あるいは税のそもそも論からいっても、財源の保障機能というのが税の大きな役割だということは事実だろうと思いますので、余り本末転倒だと、財源論ばかりで、財務省寄りではないかと言われるのは、私としてはちょっと不本意かなと思います。

どうぞ。

○池田経済産業副大臣

橋本行革のときにもネット減税もありましたし、多数例があるからペイ・アズ・ユー・ゴーだと一般化しないでほしいんです。やはり事実即して議論したいと思いますので、そういう点、是非お願いをしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

決してそれが絶対にだめだというようなことは申し上げておりません。ただ、各国の例でも、結局、法人税を引き下げているときに、各国とも課税ベースは拡大しているということも一方にはございます。今、ここで大きな論争をする気は実はないんですが。

○池田経済産業副大臣

一般論化しないでくれということです。

○東内閣府副大臣

私も池田副大臣が言われていることに説得力はあるんだろうと思うんです。今、五十嵐副大臣がおっしゃっているとおり、法人税を下げているときに、他の課税ベースを上げていま

すといっている。ただ、イギリスにしてもドイツにしても間接税を入れているんですよ。どっちが先かというのは、その国の当事者に聞いてみなければわかりませんが、そういう現実を踏まえた上でやらなければいけません。

先ほど来おっしゃるとおり、政策目的で法人税を下げようとしているわけです。しかし、何のために下げるんですかと、そういう議論がないままに、それによって減収になる部分をどこかでやらなければいけません。それはペイ・アズ・ユー・ゴーではないですよ。それはどこにあるんですかと。アメリカにしても、基本的に同じところで減収部分があるから、同じ枠の中でそれを増収しましょうと、ゼロサムではないですか。それはスタティックな議論としては成り立ちますよ、それを動的にとらえていったときに、先ほど来おっしゃっているとおり、経済というのは生きていますから、ですから、それだけの責任を持って、本当にそうだと言うんだったらいいですよ。5%減税して、それは全然日本の経済の活性化にならないと、そういうふうに確信するならば、それはそれで1つの論として立つんだろうと思いますけれども、そういう議論をしないと、何のために議論しているかわからないと、厳しいですよ、御案内のとおり。ですから、そういう意味でスタティックな議論だったら、これは本末転倒ではないのかと、何のために税源を変えるのか、別のところにもっていけばいいじゃないですか。テレビ局に対しても、わずか、全体を集めても50億円くらいしか電波料は取っていませんよ。世界の水準から見たとしても、電波料だけでも10分の1ですよ。更にまた、別の角度で考えていけば、電波は安定的な国の資産ですから、これを利用するときに、一般入札だとか、そういうことを考えれば、物すごい莫大な税収源になると思いますよ。どうしてそういうことを考えないのか。それが私は財政の基本になればならないのではないのかと、そういうことを私は思います。

○五十嵐財務副大臣

その点についても、しっかりと受けとめていきたいとは思っております。ただ、皆さんは、単に所管をしている業界の代表ではないはずでございます。ですから、皆さんの方からも、ほかにこういう税目が違うところで税源があるではないかという御提案を本来はされるべきなんだと思います。

○東内閣府副大臣

それでさせていただいているんです。

○五十嵐財務副大臣

はい。亀井会長どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

税調初参加ですが、国民新党の考え方だけお伝えさせていただきます。

御存じのとおり、我が党は積極財政で、デフレギャップをまずなくそうということを考えておりますので、必ずしもペイ・アズ・ユー・ゴーではございません。ですので、この議論から少し外れておりますけれども、ただ、だからといって、法人税を引き下げればいいのかと、その考えも取ってはおりません。法人税を引き下げることによって、どんな効

果が生まれるのか、必ずしも雇用につながるという確信は持てませんし、企業の内部留保率の問題もあります。むしろ、足りないのは投資であると、投資減税をすべきだというのが、国民新党の考え方であります。

ですので、今までの御議論でペイ・アズ・ユー・ゴーという原則を維持し、その法人税の引下げ分が他省庁のいろいろな過疎地であるとか、いろいろ他分野にわたるということについては、私は個人としても、また、党としても抵抗感がございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○平岡総務副大臣

今までの議論でいろいろ出ているんですけども、もともとの新成長戦略とか、あるいは3段階の経済対策の閣議決定の中で、課税ベースの拡大を含め財源確保とか、課税ベースの拡大等による財源確保ということの内閣としても決めてきたということから言えば、課税ベースの拡大というのは、やはり我々としても真剣に考えていかなければいけないと思うんです。

ただ、やはり前も私は何回か申し上げたんですけども、特定の業種とか産業が大きく影響を受けて、事業が成り立たなくなるような、そういう形での租税特別措置等の廃止というようなことは、やはり角を矯めて牛を殺すというような話でもあるので、そこは極めて慎重であるべきであるというふうにも思いますし、それから、この言葉にあるように、課税ベースの拡大を含めとか、課税ベースの拡大等ということで、必ずしも課税ベースの拡大だけで、この法人税率を引下げましようと言っているわけでもないもので、私も前に言ったんですけども、どうしても増税をしなければいけないような、例えば環境税といいますか、地球温暖化対策税みたいなものというのは、ある意味では別の政策目的で重税化していくというような流れの中で、そこからの財源というのもあり得るのではないかと、そういう議論も併せてしないといけないのではないかとというのは、前も申し上げたんですけども、そういうことも考えていただきたいと思います。

それから、東さんが電波料の話がされましたが、私も個人的に関心があるというよりは、所管的に関心がある話でありますけれども、考え方は、電波というのは国民共有の財産であるということなので、それを利用するという点については、国民の電波に関するいろいろな必要なものとの対価関係みたいな話をして整理されてきている話なので、財源が足りないからそこで確保しましょうという考え方は、今まで基本的には取ってきていないので、そここのところは、基本的な議論というものをしっかりとした上でないと、ちょっとそこにあるじゃないかという議論にはならない。むしろ、やるんだったら税でやるというような整理をしていかなければいけないような話だろうと思います。

あと、電波オークションの話も、一応、我々も検討はしていますけれども、あくまでもそこは財源を目指しているというよりは、どちらかというと、いろいろな電波行政に必要な財

源を見出すためにというような整理で、基本的に来ていたるところもあるので、そこはもう少し理論的な整理をした上での議論にさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ほかにございますか。

では、尾立政務官。

○尾立財務大臣政務官

経済産業省と国土交通省に1点ずつお聞きしたいと思います。

まず、経済産業省関連ですが、法人税率の引下げが国内投資を増やし、また、経済成長をもたらし、更に雇用の増大につながると常々おっしゃっておられるわけなんですけれども、これに関連して、9日に開催されました国内投資促進円卓会議、ここで非常に興味深い資料が経団連から提出されたと思います。それによりますと、民間設備投資が法人税を5%下げたときには、5年後に84兆円増える、10年後には104兆円増えると、こういうふうに数値が示されておりますが、非常にアグレッシブな数字かと思いますが、まず、その達成をどのように担保されるのか、事務局を務められております経済産業省に、まず、お伺いしたいと思いますし、また、この資料では、雇用の増加については、何も述べられておりませんが、その辺りはどうなのか、お聞きしたいのが1点でございます。

もう一点、国土交通省関連でございますが、4点お示しされた中で、長期所有不動産の買換え特例につきましては、平成10年に現在の姿になって、既に12年経過しております。この間、土地取引件数が減少し、また、地価下落が続いておる中で、この措置には、もう効果がないのではないかと、廃止を含めて検討すべきではないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池田経済産業副大臣

お尋ねが出ると思いました。こう言っているんです。現下の厳しい状況を官民が力を合わせて乗り越え、投資や雇手を拡大していく必要があると、政府が必要な施策を講じた場合、足元で63兆円の民間設備投資を5年後には84兆円、10年後には104兆円まで拡大できると試算しており、経済界としてもこうした投資の拡大に向けて最大限努力するとともに、雇用の創出に全力で取り組むということを行っているわけでありまして、非常に適切な対応だと思えます。

つまり、マクロモデルで試算した結果を経団連はそれを目標にしようというふうに聞いておりますので、これは素直に受けとめるべきではないかと、私は思います。その根拠を示せとか、その裏はどうだとか、マクロモデルで出したことをこういうふうに行っていると、その先々まですべて見通したら、それは神様になるしかないので、予測(anticipation)というのは、やはりそういうものですから。だけれども、できるだけ精緻にやらなければならないということはもちろんですけれどもね。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

池口副大臣。

○池口国土交通副大臣

国土交通省の長期土地所有の質問がありまして、随分長くやっているのですが、もういいんじゃないかということですが、ただ、現実として推計ですけれども、平成20年度の課税の繰延額というのは、520億円という計算をしております。それ以前も、平成11年度480億、平成14年度440億、平成17年度510億という繰延べが実施されておりますので、今回、これをなくすというのは、500億前後の影響が一挙に出るということですから、明らかに土地の売買については、相当な影響が出ると思っております。

○五十嵐財務副大臣

中野座長。

○中野民主党税制改正PT座長

党の方としては、いろいろ議論をしてまとめてから、トータルとして提起を申し上げようと思っておりますが、先ほどからお聞きしておりまして、例えばこのペーパーも財源論として出てくるんだけど、これこれの施策を全廃した場合、これだけという数字が出ているので、むしろ現在の減税額はトータルこれだけですと表現すべきであったろうというふうに思うんです。全廃と、全という言葉が出ているものですから、先ほどからオール・オア・ナッシングの議論が出てくるわけです。

結局、法人税を5%引き下げればこうだとか、そして、これを全廃したらこうだとか、オール・オア・ナッシングの議論をしたって、1つの現実近づいていかないと、そういう意味で、例えばこれらの制度にいたしましても、必要なもの、もっと拡大しなければいけないもの、または、もうそろそろ圧縮しなければいけないものが、それぞれ一つひとつ見ればあるはずでありますので、それらのことについて、これはせつかく政府ですから、ちょっと荒っぽい議論をする党よりもはるかに精緻な議論を政府の方ではちゃんとやってもらいたいものだと思うんです。

それで、この言葉1つ見ても、何とも芸がないというか、適用が特定の業種、企業に偏っているというふうに特別償却のところでも書いてありますし、2番目の準備金のところでも税制を複雑化し、適用が特定の業種、企業の、3番目の研究開発税制でも同じことが書いてあるんです。この租特は、全部そうなんです。そのためにつくってあるわけですから、そんな表現をここでいちいち各行ごとに書かなければいけないこと自体がおかしい、何かそこに意図的なものを感じさせてしまうんだというふうに思うんです。

ですから、もう少し内容について頭を和らげて、ソフトに必要なこと、必要でないこと、先延べできること、そういう議論がもうそろそろ行われてもいいのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。適切な御指摘だと思います。確かに全廃という言葉が刺激的です

ねという話は、先ほど中野座長から指摘をされまして、私も確かにそういう神経の使い方不足なところがあったかなと思っておりますが、ただ議論も少しずつ水面下で、水面下というかアヒルの水かきではありますけれども、少しずつ出てきているのかなという感じもいたしますので、これからまだまだお話をする機会があると思っておりますので、また個別の話し合いもさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

#### ○五十嵐財務副大臣

それでは、時間の関係もありますので、本日はここまでの議論といたしたいと思っております。本日、各府省からいただいた御意見は参考にさせていただきたいと考えておりますが、まだ抽象的なレベルにとどまっている意見もありましたので、今後、個々の項目について必要に応じ個別に調整させていただくこともあると考えております。

なお、経済産業省から経済活性化のための法人実効税率引下げと所得再配分機能の強化の観点からの所得税等の見直しについて、税制改革の柱として、全体として取り組むべきとの御発言がございました。法人実効税率引下げに当たって、そのような発言があったことについてテイクノートしたいと思っております。

その上で、先ほども少し申し上げましたけれども、我々が直面しているのは中長期の財政も去ることながら、まず来年度の予算編成であるということでございます。委員の皆様におかれては厳しい財政事情の下、まず来年度について確実な財源を確保しなければならないということも御理解をいただきまして、法人実効税率引下げに当たっての財源の確保について、更に御検討をいただければと存じます。皆様の御主張はわかりますけれども、更に曲げてお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。個人所得課税のうち金融証券税制について、尾立政務官、逢坂政務官より説明をよろしくお願い申し上げます。

#### ○尾立財務大臣政務官

本日は前回に引き続きまして、私から所得税の見直しの項目のうち、金融証券税制に関する見直しの視点を税調に御提示しますので、御議論をいただきたいと思います。つきましては、私の御提示する見直しの視点の背景となる事実関係等について、まず資料2に基づき事務方から説明させ、私から資料1により見直しの視点等を説明させていただくこととしたいと思います。

それでは、まず金融証券税制に関する事実関係等について、事務方から説明をお願いいたします。

#### ○藤井税制第一課長

主税局税制第一課長の藤井でございます。資料2に基づきまして御説明させていただきます。

まず1ページ、昨年、22年度税制改正大綱での金融証券税制関係の記述を整理しておりま

す。中ほどでございますが「景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。」とされております。

次に、その下でございますが「平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。」とされております。

更に「検討事項」におきまして「公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討します。」とされております。

2 ページに、主な金融商品の税率を整理いたしております。左から預貯金の利子 20%、公社債等の利子 20%、上場株式の配当それから譲渡益につきましては、本則 20%でございますが、平成 15 年～23 年分につきましては暫定的に 10%とされております。非上場株式等の譲渡益は 20%、一時払い養老保険の差益も 20%とされております。

現在、損益通算は上場株式等の配当と譲渡益の間で可能となっております。損益通算範囲の拡大を検討する際には、公社債等の利子を一緒にするということが課題となっているところでございます。

3 ページ、勤労性所得と資産性所得の現在の課税の状況について比較しております。勤労性所得につきましては、総合課税でございます。所得税と個人住民税を合わせますと、平均で 20%程度の課税がなされております。これに対しまして、利子所得は 20%でほぼ同じ程度でございますが、上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得については、その半分の 10%程度になっております。

4 ページ、20 年分の申告所得税につきまして、申告納税者の所得税の実際の負担率をプロットしたものでございます。御覧のとおり、1 億円のところはピークで 28.3%でございますが、その後 2 億、3 億と増えるに従いまして、実際の負担率は減っているという状況でございます。この 1 億、2 億、5 億という合計所得金額のうちの株式譲渡に占める割合は、この点線のとおりでございますが、1 億円を境にいたしまして、株式譲渡の占める割合が御覧のように非常に高くなっているというところでございます。

5 ページ、現在の税率を前提にいたしまして、公社債投信につきましては、公社債 100%の投資信託でございますが、これは利子ということで利子所得として課税されます。これに対しまして、100%以外のものは株式投信でございますが、事実上ほとんど公社債で運用されている場合がございます。その運用益は実質的には利子と変わらないものでございますが、これは配当として 10%の課税となっております。現在、税制が金融商品の中立性を損なっているという状況でございます。

最後に 6 ページ、基本的には申告分離課税でございますが、発行済株式の 5%以上を保有する大口株主が支払いを受ける配当につきましては、総合課税とされております。その趣旨といたしまして、大口株主の保有する株式は、事業参加的な性格が強いという理由から、分離課税とすることは必ずしも適当でなく、事業所得とのバランスを踏まえて総合課税の上、

配当税額控除により法人税との負担調整を行うものでございます。

ここで、1%以上保有している個人の状況についてサンプル調査に基づく推計を行いますと、御覧のように5%以上保有している人は、有配会社分で1,498人と推計されます。その受取配当金額の平均は2,650万円でございます。3%の場合は平均2,570万円、1%保有の場合でも平均1,660万円という結果でございます。

ちなみに発行済株式の保有割合に応じた、主な制度は【参考2】の表のとおりとなっております。

以上でございます。

○尾立財務大臣政務官

次に、金融証券税制に関する見直しの視点等について、私から御説明いたします。

まず、軽減税率の延長の要望が出されておりますが、その理由として経済金融情勢などが挙げられております。株価が何によって動くかは非常に難しい問題であり、その先行きを見通すことは困難であります。少なくとも証券税制だけを見ながら動くものではなく、むしろ我が国、更には世界経済の先行き等に反応するものであると考えられます。

まず、資料1の1ページ、グラフの平成14年のところを御覧ください。軽減税率が導入された背景として、当時の金融機関の不良債権処理問題がありましたが、この問題は既に解消されています。また、平成20年～21年のところを御覧ください。前回、軽減税率を延長した当時は、サブプライムローン問題及びそれに続くリーマン・ショックによる株価の大幅な下落がありましたが、これも現在の状況とは大きく異なると考えられます。

2ページ、上場企業の増資の推移を示しておりますが、昨年から今年にかけて大型増資が相次いで行われ、それが株価の重荷になったとの見方もございます。

3ページ、GDP成長率を見ますと、軽減税率が導入された当時や、前回、軽減税率が延長されたリーマン・ショック直後のいずれと比べても、足元の状況は大きく異なります。

4ページの「生産・企業収益の動向」、5ページの「消費・輸出入の動向」のいずれを見ても、リーマン・ショック直後の状況と比べて改善しており、軽減税率が延長された当時とは状況が大きく異なると考えられます。

6ページ、イギリスでは今年6月にキャピタルゲインに対する税率が引き上げられました。その後、イギリスの株価は他国の株価と同じ動きとなっており、他国と同様、1か月足らずで株価水準は回復し、他国に比べて特に下落した事実は見られません。

7ページ、主要国の最近の動向を見ますと、配当や株式譲渡益などに対する税率を引き上げるなど、金融所得に対する課税を強化する傾向にあります。

8ページ、これまでの説明を踏まえた見直しの視点を提示させていただいております。まず、金融所得課税の一体化を進め、上場株式等の配当・譲渡益に係る税率を他の金融商品と同じ20%とした上で、損益通算の範囲を拡大し、投資家のリスクを軽減して投資環境を向上させることとしてはどうかと考えられます。

また、勤労所得との課税のバランスや所得再分配機能の回復の観点から、軽減税率は現行



法に規定されているとおり、24年1月に本則税率に復帰させることが適当ではないか。

また、大口株主等の要件については、事業参加性を勘案すべきことなどを踏まえ、5%の基準を見直す必要はないかが論点として挙げられます。

更に、軽減税率を延長したリーマン・ショック直後と比べて、現在の経済状況は大きく異なり、不安定な税制の状態を続けるよりも、金融所得課税を一体化した恒久的な税制とする方が、市場の発展には好ましいのではないかが論点として挙げられます。その際、損益通算の範囲の拡大によりリスク軽減というプラス面、更に特に小口の投資家には、日本版ISAによる非課税制度の導入というプラス面があることを併せて考えるべきではないかが論点として挙げられます。

最後に9ページ、以上を踏まえた金融証券税制の見直しのイメージをお示ししています。まず「1. 金融所得課税の一体化」のところですが、23年度の検討事項とされている公社債に対する課税方式を見直した上で、上場株式等の配当とともに税率を20%に統一し、損益通算の範囲を拡大してはどうかと考えられます。

また、軽減税率の廃止に合わせて、その激変緩和の観点、また個人の株式市場への参加を促進する観点から、22年度大綱のとおり、いわゆる日本版ISAを導入します。

次に「2. 適正化」のところですが、所得再分配機能の回復の必要性が指摘されている中で、発行済株式等の保有割合が5%未満であっても、事業参加性がある大口株主等につきましても、総合課税の対象とすることが考えられます。

最後に一言申し上げますが、我が国の経済については菅内閣において経済対策、補正予算、雇用拡大や経済活性化を踏まえた税制上の対応、あるいは日銀の対応などを総合的に講じることとしています。これらの経済政策全体のパッケージにおける金融証券税制の優先順位は、まさにこの税調の場で皆様方の英知を結集して判断していくものではないかと考えられます。

金融証券税制については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、個人住民税の金融証券税制について説明させていただきますが、その前にまず事務方から事実関係を簡単に説明してもらいます。

○杉本市町村税課長

総務省市町村税課長でございます。「個人所得課税（個人住民税＜金融証券税制＞）」という資料を御覧ください。

2ページ、事実関係について申し上げますが、住民税の金融所得に係る税率設定につきましては、真ん中を縦に見ていただきますと、基本的に5%になっております。ただ、上場株式の配当と株式等譲渡所得についてだけ23年末まで3%とされているところでございます。

3ページ、個人住民税の課題ということで、税制調査会の専門家委員会で、この利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する住民税の税率が5%にされていることの、これまでの

経緯について書かれている部分でございます。

以上でございます。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、1ページにお戻りいただきたいんですけども、住民税の金融証券税制についての問題は、所得税と共通の部分があります。住民税特有の問題として、今、説明があったとおり、住民税の税率が5%から3%になっていることによって、5か年平均で、年当たり1,000億円程度の減収が地方に生じている問題、その点から、これはやはり3%を5%に戻すべきではないかというのが1つの論点です。

もう一つ、これに関連する論点としまして、先ほど3ページでも説明がありましたが、かつては住民税の最低税率に、この譲渡益等に対する住民税の税率を合わせていたわけですが、住民税が税源移譲で10%になったときに、それはそのままになっているということでありませう。この点について、どう考えるかというのが2つ目の論点かと思えます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等がございますれば、どなたからでもどうぞ御発言ください。

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

まず指摘させていただきたいのが、非常に資料がトリッキーではないかと。例えば資料1の6ページ、これは何を言っているかという、イギリスにおいて株価が他国に比べて下落した事実はないと。これは非常におかしなデータだと思うんですけども、実際、他国との比較はともかくとして、キャピタルゲイン税の税率引上げの発表後、また実施後には株価及び出来高は大きく下落している現実があります。英国では、キャピタルゲイン税率の引上げが発表されたときは、株価が既にリーマン・ショック前の水準まで回復していた。これに対して日本というのは、他の主要国に比べて圧倒的に株価の回復が遅れています。現時点でも、リーマン・ショック前の株価の約7割程度です。日本は71%ぐらい、ドイツは102%、イギリスは101%、アメリカは98%、そしてフランスは85%です。だから、こういうデータを出して、何となく説得しようとするということは、私は驚きを禁じ得ないということをまず、これはたくさんあります。一つひとつ言えば時間がなくなってしまうので。

そこで、見直しの視点の3点について言及させていただきたいと思えます。まず、1点目の問題でございますが、資料1「個人所得課税（個人住民税＜金融証券税制＞）」の8ページ、先ほど御説明していただいた3点について言及したいと思えます。

まず1点目の金融所得課税の一体化は、方向性としては望ましいものと私も認識しています。ただし、金融所得課税の一体化に当たっては一体化の範囲をどうするのか、一体化の対象に預金利子も加えるべきではないかといった論点に加え、そもそも一体化を行うためには、システム開発期間が2・3年必要となることに留意する必要があるのではないかと。一体化と

いった瞬間すぐできるのか、できるはずがないのでありまして、システム開発には2・3年時間がかかるのではないかと。

また、デフレ終結を当面の重要政策課題に掲げている政府として、このような経済金融情勢の下、本則税率を20%に戻すようなネガティブ・インパクトを本当に経済に対して与えてよいのか、日本経済に責任を有する立場から十分に考える必要があるのではないかと。これが見直しの視点1に対しての基本的考え方です。

2番目の視点に関してですが、勤労性所得とのバランス、先ほど資料2の3ページの図も現実をちゃんと反映していないのではないかと。これはまさに一般化論で言っているものでありまして、確かに総合課税で勤労性所得だとかこういうふうになっていく、これは正しいんだらうと思うんです。では、現実はい体どうなっているのか。勤労性所得の平均税率は20%の話があったけれども、給与所得、例えば1,000万円の給与所得者の実効税率は、国・地方を合わせて約11.3%です。証券の軽減税率10%は、おおむね1,000万円の給与所得者の実効税率とほぼ同水準と承知しているわけです。これを見る限り、明らかに違うものをイメージとして訴えようとされている。これまた、私はクエスチョンマークを付けておきたいと思います。

そして、大口個人株主の基準の見直しというのは、総合課税の対象範囲を拡大することになりますけれども、一方で、平成22年度税制改正大綱で示されている金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、略しますけれども、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めるとの改革の方向性との整合性が一体どうなるのか。この点についても、ちゃんとした説明をしていただきたいと思います。

3点目の問題ですが、これはリーマン・ショック後に比べて経済状況が大きく異なっているとの御指摘があります。しかし、本年に入ってから、春にはギリシャ危機が発生して、直近10月の月例経済報告においても、景気の基調判断が1年8か月ぶりに下方に変更され、10月下旬の財務省の管内経済情勢報告においても、景気が下押しされるリスクが強まっていると新たに指摘されているではありませんか。IMFにおける世界経済見通しにおいても、日本の来年、平成23年度の経済成長率の見通しについて、今年の4月時点では2%あったものが、7月時点で1.8%、直近の10月時点では1.5%へと更に下方修正されているなど、足元の経済情勢については非常に弱含みであると認識しています。

損益通算の範囲を拡大によるリスク軽減というプラス面、日本版ISAによる非課税制度の導入というプラス面との指摘もありましたけれども、損益通算の範囲拡大の減収額というのはマイナス52億円です。日本版ISAの減収額は、初年度88億円である一方、証券の軽減税率の廃止による増収額は、1,260億円となっており、納税者への負担、経済のインパクトは全く異なることに留意する必要があるのではないかと。

こういう状況の中で、軽減税率を廃止するということは景気の下振れに拍車をかけ、デフレ脱却や経済の持続的成長の実現といった政府の目標と矛盾するのではないかと。デフレ終結を当面の重要政策課題に掲げている政府としては、現時点においては証券の軽減

税率は是非とも延長すべきだと思っています。

一つひとつの資料、いろいろあるんですが、それを言っていると時間がかかってしまうので、割愛させていただきますが、よろしくをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

上場株式の配当の軽減税率に関しては、いろんな意見があると私も承知しております。私も地元などに帰ると、株を売り買いするようなお金持ちの人だけ税をまけてもらっているのかというような、すごい庶民的な声を聞くようなところもあるんですが、いろいろな課題があるということは承知しております。

そこで、私は3つの問題を考えてみたいと思うんですが、1つはゴールの問題、それとエフェクトとファクトの問題です。ゴール、すなわちどんな状況になったらこの軽減税率をやめたらいいのか。そこが必ずしも十分になっていないのではないかというゴールの問題が1つあるということです。

それから、エフェクト（効果）です。このことによって、例えば株価の維持をしようとする。あるいはこのことによって景気を下支えしようというエフェクト（効果）を期待しているとすれば、それは本当にそれが発露されるのかどうかという問題です。

もう一つ、ファクト（事実）です。この軽減税率を導入して8年ということでありませけれども、それによって本当に家計が保有する資産の中での株式の割合が増えているのかどうかという辺り、あるいは投資家がこれによって確実に実数が、述べ数ではなくて実数が増加したのかどうかという辺りを十分検証する必要があるのではないかと。

だから、ゴールとファクトとエフェクト、その点はちょっと議論しなければいけないのかなと思っています。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

前回も私、これはかなり厳しいお話をしたんですが、東副大臣、この資料2の4ページを御覧になって、昨年の申告納税者の所得税負担率というものがございますね。この図を我々は昨年も大変注目をして、そして昨年の税制改正大綱でも、完全にこれは所得税の税率が1億円のところをピークにして下がってしまうという逆転現象を起こしているわけですね。このことに対する問題意識は非常に持っています。

その際、先ほど所得が1,000万円の方の実効的な所得税と住民税の平均が11%とおっしゃったんですけれども、我々が見なければいけないのは、所得税の世界はこういう超過累進性があるがゆえに実はこれは非常に機能しているわけでありまして、問題なのはそういう20%、

あるいは今は10%まで下げているこの税率と、いわゆる所得税の1,000万円のところだけが比較されるというのは、これは税の公平性ということを考えているときには、余りそういう比較は私は少し納得できていないと思いますし、我々が所得税の負担率を見たときに、この4ページはむしろ20%でも、このまま20%に戻しても、このカーブはややなだらかになるぐらいですけれども、この逆転現象は実は変わらないということなんです。

それで私、今、逢坂政務官のお話があったように、ゴール、エフェクト、あるいは事実ということについて、先ほどデフレの話がされました。デフレはいつから始まっているかという議論は、もうある意味では1995年ぐらいから始まっているのではないかという説もありますが、そのことは別にして、2002年ぐらいからこの制度が入ったときに、デフレで不況だから大変なんだから、株価も下がっているんだから、これを10%にしようではないかということで私はこれを入れてきたという経過があると思うんです。

それに対して、それではその間どうだったのかということを見ましたら、そういう税率が10%に下がったからといって市場が活性化したという事実はないんです。そういう意味では、これはいたずらに、先ほどのように所得税の累進性をこんなふうまで下げってしまうぐらいのいわゆる公平性という観点から見ましたら、やはりかえって、この問題は非常に大きいのではないだろうかと思っております。

そういう意味で、先ほどおっしゃられたデフレの問題とか、あるいは1,000万の所得の11%と10%はそれほど差がないと思うんです。ここら辺の議論は、私はやはりなかなか納得できないのではないかと。そういう意味では昨年の税制改正大綱にあるように、もう一度、これは本則を20%に戻そう。そして、それは将来的には、私は損益通算も含めて金融一体課税をやるときには、これはやはり番号制の問題がありますので、今、番号制の議論を別途進めておりますから、そういったことを含めて、ここは割と入りやすいところであると思っておりますので、是非そういった点で私自身は、今、申し上げた点で、今回は是非、それは20%でも低いぐらいであると先ほどの累進性のところを見て思っております、その点は是非、金融庁としても御理解願いたいですし、昨年ISAを3年とは言いながら入れたことも、実はそのことと条件が合って、それで進めておりますので、その点は再確認をさせていただくということが必要なのではないかと思います。

○五十嵐財務副大臣

関連ですか。それでは、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

事実の確認だけなんですけど、私がお示した、この4ページの、今、峰崎参与も御参照された図なんですけれども、副大臣は実効税率ということをおっしゃいましたが、実効税率の場合、分母が収入でございます。このグラフの分母は所得ということですので、その取り方によって差が出ていると思います。あくまでも、これは経費を引いた、控除を引いた所得ベースということで間違いはないと思います。

○五十嵐財務副大臣

それではすみません、平岡さん。

○平岡総務副大臣

両方から説明をいただいたんですけれども、私自身も両方の説明を聞いて、まだ少し判断するのに十分な情報量がないのではないかと、これを少し感じたので、例えば東さんが指摘された、イギリスのキャピタル・ゲイン税の税率を引き上げたときの出来高が大きく下落したということを書いていましたが、そういう証券市場に与える影響がどの程度あるのかというところもやはりちゃんと分析しなければ、決して今の日本の証券市場は胸を張れるような状況でもないと思いますので、その辺も少し情報として提供していただきたいと思います。

それから全体の資料として言えば、これも東さんが言われたんですけれども、今の減収額といいますか、今度 20%にすれば増税額は 1,260 億円であるというようなことも言われて、今度の新しい措置によれば、日本版 I S A ではどれぐらいの減収になるのかとか、そういう今回の措置のインパクトがどのぐらいのものなのかという情報も財務省の方からは提供されていないという状況もあるような気がしますので、それもちょうと見せていただきたいと思います。

それから、日本版 I S A の導入ということを使う場合は、多分私は、これもある人から聞いたんですけれども、今、日本の株式に投資していると、株を買っている人の所得階層は必ずしも高くない、低いという話がありまして、そうだとすると、この日本版 I S A を導入することによってどれだけ影響が生じてくるのかというのを所得階層別にどういう取引があるのかということと、その影響も見てみる必要があるのではないかと思います。

そういうような情報も提供していただいて、やはり総合的に判断をしていかなければいけないのではないかと、そういう気が私にはしますので、その辺、よろしく願いいたしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

まず、私もこの 4 ページを見たときにはっとするわけです。しかし、本当に所得が 1 億円を超すと、確かに 5 億円所得に占める株式譲渡の割合は上昇しているんです。ただし、所得が 1 億円超の申告納税者の大半は、恒常的に高水準の所得を得ているお金持ちではないんです。保有株の売却等によって一時的に高額を取得を得て、申告分離課税の対象となった、そういう高額所得者であるという、先ほどおっしゃられるとおり、まず現実を見てもらいたいということが 1 点です。

もう一つは、高収入の所得者がより多くの株式等を保有していて、今回の優遇税制というのは、軽減税率というものが金持ち優遇になっているのではないのか。これまた本当なのかという話です。現実には非公開企業の株主とか、上場企業の大口個人投資家に対しては配当所得に係る軽減税率の適用はありませんから、総合課税の対象として累進税率が適用されて

いるわけです。

それでは、総務省の家計調査によれば、軽減税率導入後、2002年以降、株式あるいは株式投資信託の保有額の伸び率が高いものは高所得者層ではなくて、中・低所得者層です。といいますのは、ここにあるとおり、これは総務省のデータです。第1階級が271万円、第2階級が401万円、第3階級が536万円。この層が一番伸びているんです。ですから、一見イメージとして言われている、これはまさに高額所得者に対して優遇になっているというのは当たっていないんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少し今の事実関係で、今の生活実態調査のところの271万円というものは、恐らく私がずっとこの間、資産がどういうふう伸びていくかを見たときに、日本の資産形成というものは大体50代から60代にかけて、いわゆる子育てが終わり、住宅のローンが終わって、そして、それから実は資産形成されるのです。そうしますと、それは年金所得の方々が増えるんです。

ですから、それはまさか若い200万～300万円の層のフリーターか、あるいはワーキングプアのような方々が喜んで株式の購入に出しているという例は私は非常に少ないと思います。そこら辺は資産と所得というものをよく見ないと、入ってくるだけのフローの所得だけでそうやって見たら、それこそそれは事実として間違えてしまいます。

○五十嵐財務副大臣

海江田大臣、どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

遅れてきて申し訳ありません。

今の4ページのグラフというものは、大変な誤解を与えるような書きぶりです。

まず、株式等の保有が高所得者に偏っている。これは、そんなことはありません。たった1株だけN T Tの株を持っているお年寄りなどは幾らでもいますから、ここはまさに合計所得金額のうち株式譲渡の占める割合ですから、これは売ったり買ったりの話なんです。

それでやはり、まず大切なのは、保有が本当に高額所得者に偏っているのか、どうなのか。これは昔の貯蓄増強中央委員会の貯蓄に関する世論調査などで所得別の金融資産の割合なども出ていますから、そういうものも参考にしながら、あるいは本当に保有がどういう状況に行くか。これを見なければ絶対にだめです。これだけではいけません。しかも今度の場合は譲渡所得と配当所得のこともあるわけですから、配当所得を10%にするというのなら、保有が本当に偏っているのか、どうなのか。これは決定的に必要ですから、やはりこういう保有が偏っていることが本当にあるのか、どうなのか、これは是非見せてもらいたいですし、それが違っていたら、こんなデータを出してきてはだめです。

○五十嵐財務副大臣

それについては、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

事実関係でございますので、私の方から説明いたします。

資料3というものをお手にとっていただけませんか。資料3の6ページでございます。これは「収入階級別の株式・株式投資信託の一世帯当たり平均保有額（勤労者世帯）」ということで、実は残念なことに、これは平成16年の総務省の調査で、これが最新のものなんですけれども、それを御覧になっていただきますと、やはり年収が高い方ほど株式等をお持ちであるということには言えるのではないかと思います。まず、それが1点です。

もう一つ、イギリスの取引高がどうであったかということなんですけれども、これは資料1の6ページの折れ線グラフの下に棒グラフが出ておりますが、これが4月から9月までの取引高を表したものでございます。

事実関係だけ申し上げました。

それと、システム開発に3年かかるんだということなんです、この軽減税率の廃止については去年以上、前からいろいろ議論されている中で、今更2・3年かかるから待ってくださいというのは、少し金融機関の対応としていかがなものかとまず思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

保有額で見れば、確かにこのとおりであろうと思います。ただ、これは株式と株式投資信託が一緒ですから、これはできたら本当は株式と株式投資信託を分けたデータがあるのか、どうなのかということは調べてみたいと思うんです。

それから、日本版のISAがどういう中身になるのかということもまだ不確定で、つまり、この中でどこまでがフォローされるといいますか、この20%を10%にやることの被害を防ぐことができるのかという話です。

さっきのデフレの話で1つあったのは、正確に言いますと、デフレは2001年の春からというのが一つの定義、スタートですから、そうしますと、ちょうどそれが2002年というところは平仄が合っている話であります。

それでデフレのことを考えるときは、やはり資産デフレという言葉もあるわけです。それは御案内であろうと思いますが、それは株を買って、株を売ってもうけたという人たちがそこを消費に回す、その消費性向というものは、これはデータがあると思うんですけれども、やはり勤労所得より高いことは事実なわけです。

ですから、そのことで言いますと、これは今、本当にまさにデフレ脱却が2011年度で物価をプラスに持って行って、そして、まだ正確な年数は一応、財務省は言わないことになっていますが、おおよそのところでは2010年を目途ということにしていますから、やはりそこまではもう一頑張りする根拠はあるのかなと思っております。

○五十嵐財務副大臣



篠原さん、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

今の議論を聞いていて根源的な質問なんですけれども、私はこの前、この関係で申し上げましたが、こういうものをお金持ちが持ったりしているのは税金をいっぱい取ったりして当然であると思いますけれども、ほかに大事なものがあって、法人税率を下げるのは企業が外に出ていくのを抑えるためである。だけれども企業だって、そういう企業は私は志が低いと思います。だけれども、こんな株でもうけて何かしている人たちから税金を取ったりしたら、日本で株の売買などはしないで、みんな外国へ行ってしまうのではないかと思うんです。

そういうものは、その観点とのせめぎ合いであるだと私は思うんですが、そういうことからこんなものをゼロに、今、非常に困っているから、日本だけが株価が上がらないからもっと下げるべきであるというような意見もあるのではないのでしょうかというのがよくわからないんです。

○五十嵐財務副大臣

それについては、少し事実関係を尾立さんからお願いします。

○尾立財務大臣政務官

先ほど資料の方で御説明させていただきましたけれども、世界の主要国、キャピタル・ゲインに対しての課税強化をしておりますので、それに比べて非常に日本が優遇されているというのは確かです。だからといって20%に上げて外に行きますと、まだ外の方が高いわけですから、余りそのインセンティブは働かないのではないかと思います。

○篠原農林水産副大臣

その外というのは、私はアメリカとかあちらの方ではなくて、香港とか東南アジアとの比較で、そちらに出ていってしまうのではないか。そういう観点からの憂慮というものはあるのか、ないのか。私は本当は嫌いなんですけれどもね。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少しその点で、これは先ほど、いわゆる株の保有と書いてありますけれども、この売買している株式譲渡は圧倒的にIPOなんです。いわゆる非上場の会社が上場したときに、実はその譲渡益といいますか、いわゆる株式を公開したときの公開益でこれが上がってくるというのが一番多いと思うんです。これはたしか、国税庁が長者番付を廃止した翌年に、この所得階層別にどのぐらい税を負担したのかというときの数字を見たときに、実はこの高額所得者というものは、名前は載っていませんけれども、みんなやはり株式の公開で上げているんです。

私は今、篠原さんがおっしゃったように、これを海外で株式公開できるところというのは、やはり日本国内のあれは基本的には日本国内で株式を公開する。そうしますと、そこで売買した利益が上がってくるんです。ですから、これを売買してしまうと保有がなくなりますか

ら、それは当然のことながら配当がなくなってくるんですけれども、そういう意味で、これが毎年のようにこういうカーブを描きながら公開株がどんどん増えてきてこれが上がってきているので、これは一時的に非常に高額な所得をされるので、私はそこはやはり 20%という本則をきちんと取っていくということは必要なのではないかと考えています。

○五十嵐財務副大臣

東さん、どうぞ。

○東内閣府副大臣

データを申し上げますけれども、平成 15 年から始まっているこの軽減税率によって、個人株主数というものは 3,400 万人から 4,400 万人、1,000 万人増えているんです。個人が増えているんです。勿論、特定口座数というものも 116 万口座から 986 万口座増えているんです。それで、先ほど申し上げさせていただいており、私も初めは、これは金持ちがやっているんだろうと言ったら、そうではないんです。周りの皆さん方に聞いてください。300 万円あるいは 400 万円前後の所得の方々がちょこっとやりながらやっているんです。

ですから、前回に私、申し上げさせていただきましたが、皆さんがこういうものは大したことがないと実態を踏まえた上で言うならば構いません。更に、先ほどおっしゃっているとおり、リーマン・ショックというものは 2 年前にあって、100 年に 1 度とみんな言っていたのではないですか。ですから、2002 年からどういうふうになっているのかというふうに言いましても、その間に、まさに全体を驚かすような状況があって、それで今、まだこれが維持されているという話です。

ですから、峰崎さんが言われる、私はスタティックな議論というものはそれはそれでいいんですけれども。

○峰崎内閣官房参与

いえ、スタティックではないです。ダイナミックです。

○東内閣府副大臣

それはまさに、それではこの部分を 10%減らすことによってどうなるのかという、その部分をやはりちゃんと押さえないと。

○峰崎内閣官房参与

その前に、その話を言しましょう。

どうして、これが増えていくかというのは、先ほど私が言ったように、日本の資産形成の中において、若い 20 代、30 代のころから本当は株式投資をしてもらいたい。ほとんど、そこがないんです。みんな住宅である、教育である、子育てである。大体 40 代の終わりぐらいから 50 代になってきて、さあ、退職をして、次の世代に入ってきて、資産ができるんです。ですから、そこが増えてくるというのは、口座が増えてきたというのは、私は多分にその皆さん方の資産はどのぐらいあるかといったことを、あるいは年金生活者がどのぐらい増えていくかということを対比してみてください。

もしかしたら、そこはかなり私は年金生活者の人たちがある程度の余裕ができたときに、

この口座を設けてみようとか、そういう人たちは確かに増えていると思います。その意味では、今の人口構成は全体がずっと高齢化しているわけでしょう。そして今、年金生活者というものはデフレの下でマクロ経済スライドはきいていませんから、所得代替率は58%から62%へ上がっているわけです。そういう中で、それではそれをどういうふうに運用するかというときに、実はそういうところに運用されている人は増えている。私はそう思います。

○東内閣府副大臣

ちょっといいですか。多分、私は類推ではなくて、現実はどういうふうになっているのかという、データに基づいてやった方がいいと思います。それは皆さん方の周りにいる若い人たちが、私は株はやりませんから。

○峰崎内閣官房参与

私もやりません。

○東内閣府副大臣

でも、現実には周りを見たときに、ITで一生懸命やっているんです。そういうものは若い人たちです。ですから、そういう意味では、これも私もそういう人たちが周りにいるからということではありません。ですから、峰崎さんの言われるのも、ちゃんとそういうデータがあるならばそういうデータを踏まえた上で議論した方がいいと思います。

○五十嵐財務副大臣

もうそろそろ、この論議はこれぐらいにしたいんですが、平岡副大臣からも、海江田大臣からも、東副大臣からも御要請がありましたように、やはりデータの解釈とかその整備は必要であると思いますので、引き続き、これは出せるものは、あるいは発見できるものは発見していただいて、その上で論議を続けたいと思います。

どうぞ。

○海江田内閣府特命担当大臣

ちょっといいですか。そのデータで私は1つ、どこかで見たのか、聞いたのかで、ただ恐らくあるはずですけども、まさに10%になるのではないかという予測があって、それが投資家に与える影響で10%の場合、どういう投資行動を取るか。売るのか、持ち続けるのか。そういうことも少し、何かあればこれは調べておいていただきたいと思います。やはり、これは市場に与える影響がありますからね。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、まずこの点につきましてはここまでとさせていただきます、次に資産課税について議論を移したいと思いますので、尾立政務官、逢坂政務官からまたよろしく御説明をお願いします。

○尾立財務大臣政務官

続きまして、相続税、贈与税について事務方から現状を説明させますと同時に、課題について私から見直しの視点を御提示いたしますので、是非精力的な御議論をいただきたいと思います。

います。

表紙を1枚おめくりください。そして、目次を御覧いただきたいと思いますが、大別して2つの柱があり、第1が相続税について、第2が若年世代への資産移転の促進ということで贈与税についてでございます。

それでは、まず相続税をめぐる現状につきまして事務方から説明をお願いいたします。

#### ○江島主税企画官

主税局で資産税を担当しています企画官の江島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、相続税の現状ということで、資料の2ページからお願いいたします。まず「相続税の概要」でございます。

一番左側を御覧いただけますでしょうか。相続財産とございますけれども、下に内訳がございまして、平成20年分で11.8兆円でございます。うち半分が土地でございますが、この相続財産がすべて相続税の対象となるわけではございません。御覧いただけますように、被相続人が負っていた債務を除きますし、あるいはもともと相続税が課税される財産の対象に入らない非課税財産もございます。

その上で、基礎控除というものを差し引きます。これは現在5,000万円+1,000万円×法定相続人数ということで、例えば奥様とお子様2人いらっしゃれば8,000万円がこれで除かれるということになります。もし残ったものがあればこれをスタートといたしまして、民法に定めます法定相続分で仮に按分したという仮定計算をスタートさせます。

この例でまいりますと、右側に配偶者とお子さん2人ということですが、それぞれこのバーチャルな分け方をした上で超過累進税率、下側でございますように、10%から50%の6段階で、これをかけまして相続税の総額をまず算出いたします。

それから、実際になさった相続割合で按分をし直しまして、最後にしかるべき税額控除などを適用して、出てきた額を納付する。このような仕組みになっているわけでございます。

このような相続税ですが、1ページおめくりいただきまして、税金などの推移をお示ししたグラフでございます。3ページをお願いいたします。

縦の棒グラフが税金でございますけれども、ピーク時は平成5年、3兆円弱の税金がございましたが、右側に追っていただきますと、足元の平成22年度予算で1.3兆円弱というふうになっています。

あと、折れ線グラフが走っておりますが、これは課税割合と申しまして、分母に年間にお亡くなりになった方の数、そして、分子に相続税が実際に課税された件数という割合でございますけれども、足元が4.2%ということで、100人お亡くなりになったときに相続税が関係してくる方は4人という状況でございます。これは過去は7人であったり8人であったりした時代もございました。

これがマクロの状況で、4ページで、個々の納税者の方のベースで見た負担割合でございます。

例えばということで、2億円の課税価格に対してどのぐらいの税率を負担されていたかと

ということでグラフが何本が走っておりますが、一番上側の昭和 62 年を御覧いただきますと 14.2%という水準でございましたが、これが下に下がってきておまして、足元では 4.8%の負担水準となっております。

以上が反映されたということで、次の 5 ページで「相続税課税による格差改善度の推移」でございます。

いわゆる遺産に係るジニ係数を推計したものでございますけれども、相続税の課税前と後でどの程度格差が改善したかという、この改善度合いが平成 6 年と平成 16 年を比べていただきますと、改善度が低下している。割合で見ても、これが低下しているということで、再分配機能が低下しているということがうかがえるかと思えます。

また 1 ページおめくりいただきまして、以上を踏まえてということでございますが、昨年暮れの税制改正大綱では以下のような整理がなされております。

下線部の中ほどですが「相続税は 100 人に 4 人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たせているとは言えません」。

更にその下の行で「今後、格差税制の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指します」というふうにされているところでございます。

相続税をめぐる現状につきましては、以上でございます。

○尾立財務大臣政務官

以上を踏まえまして、7 ページ以下に相続税の見直しの視点をお示ししております。恐縮ですが、7 ページを御覧ください。

まず、相続税をめぐる現状及び平成 22 年度税制改正大綱に明記されている相続税の再分配機能の回復・格差是正の必要性を踏まえれば、基礎控除の引下げを通じた課税ベースの拡大、税率構造の見直しといった課題に取り組むことが必要ではないかと考えられます。

また、課税ベース拡大の一環として、課税の適正化の要請を踏まえ、死亡保険金等に係る非課税枠の見直しにも取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

以下、個別に見てまいります。

8 ページを御覧ください。

山型の折れ線グラフは、地価の推移でございます。階段状の線は基礎控除の水準の推移を表しています。現在の基礎控除は、バブル期の地価の急騰による相続財産の価格上昇に対応して、負担調整を行うために引き上げられてきたものです。

グラフの下を御覧ください。昭和 62 年までは 2,000 万円+400 万円×法定相続人数だった基礎控除は、その後順次引き上げられ、平成 6 年以降、5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数となっております。この基礎控除の推移を指数で示したものが階段状の実線です。

一方で、その後の地価下落に対しては、基礎控除の水準の調整はなされず、据え置かれたままとなっております。したがって、地価動向の推移に伴う相続財産の価格下落に対応して、基礎控除の水準を調整することにより、相続税の再分配機能の回復・格差是正を図ることが課題と考えられます。

9 ページを御覧ください。相続税の具体的な基礎控除のあるべき水準を考えるに当たっての視点を単純化してお示ししております。

過去の改正時において、100 の地価等の水準に対して、基礎控除の水準をXと定めたものとします。仮に足元で見直す場合に、地価等の水準が120 になっているのであれば、あるべき基礎控除は1.2X、80 になっているのであれば、あるべき基礎控除は0.8Xに調整することが考えられます。

10 ページを御覧ください。実際の過去の改正時点における基礎控除の水準を基に、前のページの考え方にに基づき、機械的試算を行ったものをお示ししております。

例えば平成6年改正において、基礎控除の定額部分を5,000 万円に引き上げました。改正当時の地価、物価をそれぞれ100 といたしますと、足元ではそれぞれ54.6、99.5 に下落しております。相続財産に占める不動産の割合はおおむね50%ですので、これらを1対1で平均いたしますと、77.1、平均⑤というものになります。したがって、平成6年における5,000 万円は、足元における3,900 万円に相当するといった機械的試算をお示ししており、これらの数字を踏まえた調整が課題となります。

11 ページを御覧ください。相続税の税率構造については、昭和63年以降、累次にわたり、最高税率の引下げ、ブラケット幅の拡大、税率区分の削減によって、累進構造の緩和が行われました。例えば最高税率は75%から50%へ、税率の刻み数は14段階から6段階へと簡素化されており、結果として相続税の再分配機能が低下してきている状況でございます。したがって、税率構造の在り方を見直すことによって、再分配機能の回復・格差是正を図ることが考えられます。

なお、一番下には、過去の税率構造を現在に当てはめた場合に、機械的に算出される増収額を掲載しております。

12 ページを御覧ください。現行制度上、相続人が取得した死亡保険金、死亡退職金については、それぞれ500 万円×法定相続人数が非課税となります。これは貯蓄の増進や被相続人の死後における相続人の生活の安定などを考慮して、戦後間もない時期に措置されたものですが、現在、相続税には相応の基礎控除が措置されている中、今日的妥当性について、どのように考えるかという論点がございます。

また、様々な金融商品が相続財産に含まれている状況の中、死亡保険金についてだけ、他の商品にはない特別の取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えるかという論点もございます。

なお、会計検査院からは、死亡保険金の非課税措置について、節税目的と見られるものも見受けられるとの指摘を受けておることを付け加えさせていただきます。

13 ページを御覧ください。大きな柱の2つ目、若年世代への資産移転の促進との観点から、贈与税に関わる論点です。まず、この論点につきまして、事務方から説明をさせます。よろしく申し上げます。

○江島主税企画官

それでは、14 ページをお願いいたします。

この棒グラフですが、相続税の申告から見た被相続人の年齢の構成比でございます。例えば一番右側、80 歳以上でお亡くなりになる方の比率が平成元年、10 年、20 年と増えていております。お亡くなりになる方が 80 歳以上ということですので、下にありますように、相続される方の年齢も 50 歳代以上が想定されるということで、相続による資産の移転先が若年世代になっていない状況にあるのかなと推察されます。

15 ページをお願いいたします。高齢化の進展や資産移転時期の高齢化に伴いまして、高齢者の方が保有する資産の割合が高まってきている状況をお示ししたものでございます。

左側の金融資産で御覧いただきますと、平成 16 年で 60 歳代、70 歳以上の方で占める割合が 5 割を超えている状況にございます。実物資産も加えた右側、資産総額で御覧いただきましても、同じような傾向になっているということでございます。

このような資産をいかに有効活用するかということで、贈与税が重要になってくるわけですが、16 ページをお願いいたします。贈与税の仕組みを簡単に御説明申し上げます。

実は 2 種類ございまして、このページは、いわゆる通常の暦年課税の制度でございます。左側でございますように、1 年間の受贈財産額から 110 万円の基礎控除を差し引きまして、残った額に累進税率 10% から 50% をかけて、出てきた額を納めていただく。これはいわゆる普通の贈与税でございます。

17 ページは、生前贈与を促進しようということで、平成 15 年度に創設されました相続時精算課税制度でございます。

この仕組みでございますが、贈与された財産額を贈与される方の相続開始時点まで累積をしております。この累積に対しては、2,500 万円まで非課税枠が設定されまして、これを超えれば、超えた額に一律 20% の税率をかけるということです。

右側に具体例がございまして、3,000 万円を生前贈与した場合、2,500 万円を引いて残った 500 万円に 20% をかけまして、出てきた 100 万円を一旦納税していただきます。実際に相続が起こりますと、下にまいりまして、それまでの間に贈与された額を相続財産の額に足し直しまして、全体を精算していただきます。例えば別途相続財産が 5,000 万円あった場合は、3,000 万円と 5,000 万円を足して 8,000 万円がスタートになりますが、仮に奥様とお子様がいれば基礎控除が 8,000 万円効きますので無税ということになり、従前にお支払いいただいた 100 万円を還付ということになります。

これを、先ほど御説明した通常の暦年課税で 3,000 万円を選択していただきますと、納付税額は 1,220 円万ということになりますので、ケース・バイ・ケースかと思いますが、かなり大きな差が出てくる場合もございます。

この制度は、実は選択できる場合に制限がございまして、左下でございますように、贈与者は 65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の推定相続人のペアに限定されているということでございます。

18 ページは、精算課税制度を入れた効果が表れているグラフでございまして、平成 15 年

にぼんと贈与額が上に乗って増えます。件数も増えてございます。ただ、足元では、この足した数字が少し減少に転じているという状況にございます。

19 ページをお願いいたします。贈与税の税率構造についての御説明でございます。

真ん中に絵が出ておりますが、一番右側をお願いいたします。

実線が贈与税の税率カーブ、点線が相続税でございますけれども、最高税率は両者とも 50% でございますが、そこに到達するスピードが実は全く異なります。相続税は 3 億円まで到達しないのに対し、贈与税は 1,000 万円で一挙に 50% に到達する。この比率が 1 対 30 と一番右下に出ておりますが、このような姿になっているわけにございます。この数字を過去左側に追っていただきますと、1 対 20 であった時期、あるいはバブル前は 1 対 12.5 であった時期と、こういった姿になっておるわけにございます。

贈与税をめぐる現状については、以上でございます。

○尾立財務大臣政務官

以上を踏まえた贈与税見直しの視点について、御説明いたします。

もう一度 19 ページを御覧いただきたいのですが、今、事務方から説明がありましたように、現在の贈与税の税率構造が相続税に比べて相対的に見て、かなりきつものとなっております。グラフが立っていることでおわかりだと思います。そして、相続税について、仮に先ほど申し上げたような方向で見直すこととなれば、死亡時点まで資産を保有することに伴う税負担が高まりますので、そのこと自体によっても、生前贈与を促す効果があるわけにございますが、この相続税の見直しに加えて、子や孫などの若年世代を受贈者とする贈与税の税率構造を緩和すれば、若年世代への早期資産移転がより一層促進されることになると考えます。

最後に 20 ページを御覧ください。先ほどの説明にもありましたとおり、現行制度上、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は贈与者の推定相続人に限定されています。若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、相続税の見直しと併せて、この精算課税の対象者を広げることも考えられます。

相続税、贈与税については、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、総務省からお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私から、固定資産税について説明をさせていただきます。

御案内のとおり、固定資産税は、土地と家屋につきまして 3 年に 1 度評価替えを行っております。次は平成 24 年度に評価替えを行うことになっておりまして、土地にかかる負担調整等については、これに合わせて平成 24 年度税制改正時に御議論いただくことになろうと思っております。

したがいまして、今年度は政策税制措置の見直しが主な論点になると考えておりますが、この政策税制措置の見直しについては、先般、税調の総会におきまして、片山総務大臣からも発言がありましたとおり、特例の細部にわたってまで国が関与している面があるので、こ



ういうものをなるべく地域主権改革の文脈の中で見直していく必要があると発言をしております。まして、まさにそのとおりかと思っております。

また、党の税制改正PTからも、地方税については、地域主権改革の視点から、国が地方の税収を一方的に減収せしめる特例措置は、可能な限り行わないような方向で見直しを求める旨の要望が、本税制調査会に対して出されていることを付言しておきたいと思っております。

議論に先立ちまして、固定資産税の基本的な事項について事務方から説明させますが、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○後藤固定資産税課長

総務省固定資産税課長でございます。「資産課税〔地方税〕」という資料を御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目は、昨年末の大綱の該当部分です。

今、政務官からお話がありましたように、政策税制措置を今後4年間で厳格に見直すということが丁寧に書かれているところでございます。

2 ページ目は、固定資産税の概要でございます。

この中で、今も話がありました評価替えが課税標準の欄に付いてございますが、次の評価替えは平成24年と、3年ごとに評価替えを行っているということでございます。

3 ページ目は、税収の動向でございます。

評価替えの年度を下の表のところを丸を付けてございますが、比較的大きな税収の変動がこのときに出ているということが御覧いただけると思っております。

4 ページ目は、税収に占める固定資産税の割合ですので、省略をさせていただきます。

5 ページ目は、政策税制措置、税負担軽減措置に占める固定資産税の状況であります。

上の方が件数でありまして、地方税全体で338のうち135が固定資産税関係ということであります。下が額のボリュームでありまして、全体で1兆3,630億円のうちの2,670億円ぐらいが固定資産税関係ということでございます。

6 ページ目ですが、このうち特に新築住宅特例と言われている新築の住宅を取得された方に対して、3年ないし5年税額を2分の1にするという減収額が非常に大きいということで、1,540億円になっておりますが、ここに1枚説明をしております。

この新築住宅特例につきましては、7 ページ目で、やはり大綱の中で、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に延長しますという書きぶりがありまして、現在事務的にも議論させていただいているところでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ただいまの資産課税、国税と地方税と違いますけれども、両方どの項目についても結構でございますので、御意見があればどうぞ。

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

あとどうしても10分後には出なくてはいけないということなので、何点か。

最初に、地方税の固定資産税のところでお聞きしたいのですが、固定資産税・都市計画税と書いてありますけれども、都市計画税というのは、私が見ると、何に使われているのかということが非常に不明確になっている税ではないかと思えてならないのですが、もともとの税の性格というのは何なんですかということが1点。

それから、最近よく指摘されるのですけれども、地方の都市に行くと、街中が非常に空洞化してくる。しかし、そこに小さな家をぽこんと建てて、小規模住宅の特例ということは何百坪という大きな土地がありながら、そこにぽこんと置いて、実は土地利用を妨げているのではないかという指摘をよく受けます。

そういう意味で、この税が本当の意味での都市のまちづくりという点で、こういう特例がかなり問題をもたらしているのではないかと思えるのですが、その点はどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、主税局にお聞きしたいのですが、相続税と贈与税の関係というのは、どういう関係なんだろうか。私が理解している限りは、相続税の補完税というか、相続税が基本にあって、その相続逃れをいわゆる贈与税というところで防ぐためにあると理解していたのですが、どうもこのところは、贈与税の世界をどんどん緩めていって、結果的に相続税というものの持つ機能を、世代間にわたる資産の過剰な移転というものを阻止するというのが基本にあったのではないかと。

そういうことからすると、相続時精算課税も使われているということで、それはそれで目的を達成しているのかもしれませんが、やはりここはそんなに簡単に進めていっていいものだろうか。これはもっぱら租税の公平性という観点なので、お金の使い方という点では、この方がいいんだよという話があるのですが、むしろ相続税をしっかりと取った方が、早くこれを消費させるという効果を持っているわけですから、そういう意味で、私自身はこういう私的な形での世代間の移転というのは、果たしてこの税の持っている性格からして取り得る話なのだろうかということがありますので、ここら辺の理屈の上での整理をしっかりと教えていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

では、事務方から説明してください。

○後藤固定資産税課長

最初に御質問のありました都市計画税の関係でございますが、資料の2ページ目の注書きで書かせていただいております。都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業を行う市町村において、その事業に要する費用に充てるため、目的税として課税されるものということとされております。

この都市計画事業でございますけれども、具体的には道路であるとか、駐車場であるとか、公園緑地広場、水道等といったものが広く含まれているものでございまして、こうしたもの

を市町村が整理する際に、その事業に要する費用に充てるために取るという税金とされております。

これにつきましては、各市町村において納税者、議会あるいは住民の方々に対して、どのような人にどのように使われているのかということを中心に説明するようにということで、我々なども話をしているところでございます。

○逢坂総務大臣政務官

あともう一点。今、峰崎参与が聞いた中で、都市計画の土地利用上、効率化に資するような役割というのは、この税制が果たしているかという観点についてはどうですか。そういう目的があるのか、そういう機能を果たしているかどうか。要するに、土地利用を逆に妨げているようなことになっているのではないかという話があったので、その点についてはどうですか。

○後藤固定資産税課長

都市計画区域の状況がどうであるか、その中でまちづくりがどのように進んでいくかというのは、各市町村によって状況はさまざまだと思いますけれども、この事業の推進を含めて、地方団体の中できちんと議論をして、きちんと説明していくべきものだと思っております。

○五十嵐財務副大臣

では、主税局の方からどうぞ。

○江島主税企画官

峰崎参与から、贈与税の性格について御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

贈与税が相続税の補完税であるというのは、全く御指摘のとおりだと思っております。ただ、両者の相対的な関係が、現在かなり相対的に贈与税がきつくなり過ぎているのではないかというのが私どもの懸念というか、考えでございまして、ただ、仮に緩めるにしても、それは勿論限度があると思っておりますので、それを過去の事例等を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○五十嵐財務副大臣

亀井さんお願いします。

○亀井国民新党政調会長

財務省にお尋ねしたいのですが、国民新党のマニフェストに無利子非課税国債の発行というものがございまして、このことを主張しますと、相続税や贈与税の税収が下がるので、そちらの不利益の方が大きいということで、余り財務省は積極的ではないということを伺っておりますけれども、その辺の試算などはありますでしょうか。できましたら、データを出していただきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

すぐ出ますか。

○亀井国民新党政調会長

後日で結構です。

○江島主税企画官

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

新築住宅に関わる特例措置ですが、アンケート結果が載っております。わざわざこのアンケート結果を載せたということは、意味があるのだらうととらえています。これは住宅を新築した納税者 1,660 名の結果でございます。確かにこれから見れば、特例措置があろうとなかろうと住宅を買ったということの結果でございますが、問題点としては、ではこれをあろうとなかろうと買うのだから、なくしていいんだという論理になりますと、この人たちに税負担を増やすというのは明らかですから、税負担を増やしていいんだという理屈になります。

ただ、このアンケート結果が本当にこれだけなのかということで、我々は住宅展示場へ来場した人 1,200 人へのアンケートというものも持ってございまして、これから買う人たちに聞きますと、減額措置が廃止された場合の影響ということで答えているのは、購入を諦めるといふ人が 18.4%、住宅予算を減額するといふ人が 26.7%、関連予算を減額するといふ人が 10.9%、上記双方を減額するといふ人が 15.9%、何らかの予算を減額するといふ人が 71.8%ということで、更に特例を継続すべきかどうかということをお聞きしますと、94.5%が引き続き継続をしてくれといふ結果もあります。

そういう意味で言えば、このアンケート結果だけでやめてもいいといふことは、必ずしも成り立たないと思ひますし、制度を改定すれば、家計面なり経済面で、住宅取得に対して大きな影響を与えるといふことだらうと思ひております。

○五十嵐財務副大臣

篠原さん、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

最後までおりましたので、せつかくですので意見を述べさせていただきます。

資産課税の 7 ページの「(2) 見直しの方向性」のところでお気づいたことなんです、もし税収を増やすといふのだったら、基礎控除の引下げでやるべきだと思ひます。なぜかといふと、③の死亡保険金等に係る非課税。先ほどの説明の中で、80 歳で亡くなってもみんな大人になってしまっているといふことがある。それから、1987 年、昭和 62 年と今の 2008 年で再配分機能が低下しているといふことで、14.2%と 4.8%といふのがありました。

どちらを優先するかといふと、ちょっと例が恐縮ですけれども、私は口蹄疫の免税措置をお願いしておりましたが、自分の子供などが、親が自分が亡くなったときにと貯金をしてやってやると。そこそ私に優遇されるべきだと思ひます。それでその人が 80 歳とかになっていたらあれですが、50 代、60 代でなくなったりしたときに、死亡保険金の非課税枠を見直して小さくするといふのはよくないの、そういう人たちにはちゃんと残しておくべきではな

いかと思います。一般的な上の方の基礎控除の引下げでもって税収を確保するというのが圧倒的にいいのではないかという意見です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。よろしいですか。

すみません、本当に遅くまでありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり御苦労様でございました。

現在、各府省の要望項目について、財務、総務の政務二役を中心に、租税特別措置等の見直しに関する基本方針、いわゆる「ふるい」に基づく評価作業を行っているところですが、この評価結果について、近日中に各府省に提示することとしたいと思います。

次回、11月16日の税制調査会は、「要望のない項目」について審議を行います。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに退室願います。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。